

訪問介護（ホームヘルプ）

（H29.4.1～）

サービス利用料金

【基本料金】 サービス提供時間（午前8時～午後6時）

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体介護	利用料金	1,650円	2,450円	3,880円	5,640円	800円
	介護給付金	1,485円	2,205円	3,492円	5,076円	720円
	利用者負担金	165円	245円	388円	564円	80円
	サービスに要する時間		20分以上45分未満	45分以上		
生活援助	利用料金		1,830円	2,250円		
	介護給付金		1,647円	2,025円		
	利用者負担金		183円	225円		

* 平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯は下記の割増料金が加算されます。

- ・ 夜間（午前 6時～午後10時）：25%
- ・ 早朝（午前 6時～午前 8時）：25%
- ・ 深夜（午後10時～午前 6時）：50%

* 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者様の負担となります。

【加算料金】

	初回加算（1月当たり）	緊急時訪問介護加算（1回あたり）	生活機能連携加算（1月あたり）
利用料金	2,000円	1,000円	1,000円
介護給付金	1,800円	900円	900円
利用者負担金	200円	100円	100円

* 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が初回訪問または同行訪問した場合に加算されます。

* 緊急時訪問介護加算は、サービス提供責任者が利用者様や家族様等からの要請に基づき、介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が必要と認めた場合にケアプランに計画されていない訪問介護（身体介護）を緊急的に行った場合に加算されます。

* 生活機能連携加算は、サービス提供責任者が訪問・通所リハビリ事業所の専門職と同行訪問等により共同評価し生活向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合に加算されます。

【介護職員処遇改善加算（I）】

ご利用された月のサービス利用料金の合計金額に13.7パーセントが加算されそのうち1割を利用者負担額としてお支払いいただきます。

保険給付外の料金

【通常の実施地域以外への交通費】

縣市町村境界から自宅までの距離	交通費
5 km未満	200円
5 km以上 ～ 7 km未満	250円
7 km以上 ～ 10 km未満	300円
10 km以上 ～ 15 km未満	350円
15 km以上 ～ 17 km未満	400円
17 km以上	450円

介護予防訪問介護（ホームヘルプ）

(H29.4.1～)

サービス利用料金

予防給付額		自己負担額
介護予防訪問介護（Ⅰ） 要支援1・要支援2	<週1回程度の利用が必要な場合> 11,680円/月	1,168円/月
介護予防訪問介護（Ⅱ） 要支援1・要支援2	<週2回程度の利用が必要な場合> 23,350円/月	2,335円/月
介護予防訪問介護（Ⅲ） 要支援2	<（Ⅱ）を超える利用が必要な場合> 37,040円/月	3,704円/月
初回加算 新規に訪問介護計画書を作成し、サービス提供責任者が初回訪問 または同行訪問した場合	2,000円/月	200円/月

* 予防給付の利用料金は身体介護・生活援助の区別はなく、月単位の利用料金になります。

[介護職員処遇改善加算（Ⅰ）]

ご利用された月のサービス利用料金の合計額に、13.7パーセントが加算されそのうち1割を利用者負担額としてお支払いいただきます。

[通常の実施地域以外への交通費]

縣市町村境界から自宅までの距離	交通費
5km未満	200円
5km以上～7km未満	250円
7km以上～10km未満	300円
10km以上～15km未満	350円
15km以上～17km未満	400円
17km以上	450円